

宇和島市中小企業・小規模事業者等 振興計画

平成30年4月

宇和島市

1. 目的

本計画は、平成30年4月1日に施行された「宇和島市中小企業・小規模事業者等振興基本条例（以下「条例」という。）」の規定に基づき、本市の中小企業・小規模事業者等の自主的な努力を基本に、市、商工団体、金融機関、教育機関等が一体となって、中小企業・小規模事業者等の振興を図るため、条例第3条の基本方針及び第4条の中小企業・小規模事業者等振興施策の大綱に沿った具体的な施策を総合的に推進することを目的に策定する。

2. 位置づけ

本計画は、条例第7条第2項の規定に基づき、中小企業・小規模事業者等の振興を図るための具体的な施策を示すものである。

また、中小企業・小規模事業者等の振興は、「第2次宇和島市総合計画」及び「宇和島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「創業支援事業計画」に位置付けられた関連施策とも整合性を保ちながら取り組みを進めるものである。

3. 施策の大綱

条例第4条に規定されている大綱については、以下のとおり実施するものとする。

項目	内容	主な施策
(1) 中小企業・小規模事業者等の経営基盤の強化を支援する施策	中小企業・小規模事業者等の資金・設備・技術・人材など経営基盤の充実及び経営の改善が図られるよう、事業活動全般の支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none">● 宇和島市中小企業振興資金融資制度● 宇和島市小規模事業者経営改善資金利子補給制度● 宇和島市中小企業者等応援事業（産業財産権取得事業）● 宇和島市中核企業等支援事業● 宇和島市企業競争力強化支援事業● 宇和島市指定事業者キックオフ奨励金
(2) 中小企業・小規模事業者等の財務	中小企業・小規模事業者等の財務の安定化が図られるよう、資金調達及び金利等負担の支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none">● 宇和島市中小企業振興資金融資制度（再掲）● 宇和島市小規模事業者経営改善資金利子補給制度（再掲）

<p>の安定を支援する施策</p>		
<p>(3) 中小企業・小規模事業者等の新分野や新規市場への展開等を支援する施策</p>	<p>中小企業・小規模事業者等のビジネスに新たな展開が図られるよう、新分野進出、販路開拓の支援等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 宇和島市中小企業者等応援事業（販路開拓事業、ネットショップ事業、新展開事業）
<p>(4) 中小企業・小規模事業者等の技術およびサービスの向上を支援する施策</p>	<p>中小企業・小規模事業者等の技術及びサービスの向上が図られるよう、新技術及び新サービス創出や既存事業ブラッシュアップの支援等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 宇和島市中小企業者等応援事業（デザイン企画製作事業、特産品開発事業）
<p>(5) 中小企業・小規模事業者等の人材育成及び確保を支援する施策</p>	<p>中小企業・小規模事業者等の人材育成及び確保が図られるよう、従業員の職業技能取得支援や人材採用の支援等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 宇和島市中小企業者等応援事業（人材育成事業、大学新卒者人材確保事業、プロフェッショナル人材確保事業） ● 創業・就業支援事業（宇和島おしごとフェア）
<p>(6) 創業及び新事業創出、事業承継を</p>	<p>起業者による創業及び中小企業・小規模事業者等の新事業創出、事業承継が図られるよう、創業ノウハウ習得、創業資金調</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 宇和島市中小企業者等応援事業（新規創業事業、新展開事業（再掲）） ● 創業支援事業計画に基づく各種

支援する施策	達及び新事業展開、事業承継の支援等を行う。	支援（ワンストップ創業相談窓口等） ● 創業・就業支援事業（創業セミナー） ● 事業承継相談会
（７）商工団体の活動を支援する施策	中小企業・小規模事業者等の連帯および共同活動が図られるよう、中小企業・小規模事業者等が組織する商工団体活動の支援等を行う。	● 商工会議所補助金 ● 商工会補助金

4. 推進体制

大綱に基づき実施する施策を確実に実行し、より効果的な内容とするため、計画の推進体制を以下のとおり位置づける。

（１）「宇和島市中小企業・小規模事業者等支援会議」の開催

宇和島市、宇和島商工会議所、吉田三間商工会、津島町商工会で構成する「宇和島市中小企業・小規模事業者等支援会議」を毎年度開催し、本計画の事業の推進を行うとともに、進行状況と到達度等の検証を実施する。

また、必要に応じて、市や関係機関への指導・助言、あるいは提言を行うものとし、会議の開催にあたっては、関係機関の情報交換や情報の一元化、各機関の連携を確認する。

（２）計画の見直しと評価

本計画は事業の推進状況とその都度評価して、5年をめぐりに見直しを行うものとする。

計画の見直しについては、日本経済の急激な変動、県内・市内の中小企業・小規模事業者等業界において大きな変化が起こり、または変化が予想される場合は、柔軟に修正を行うものとする。